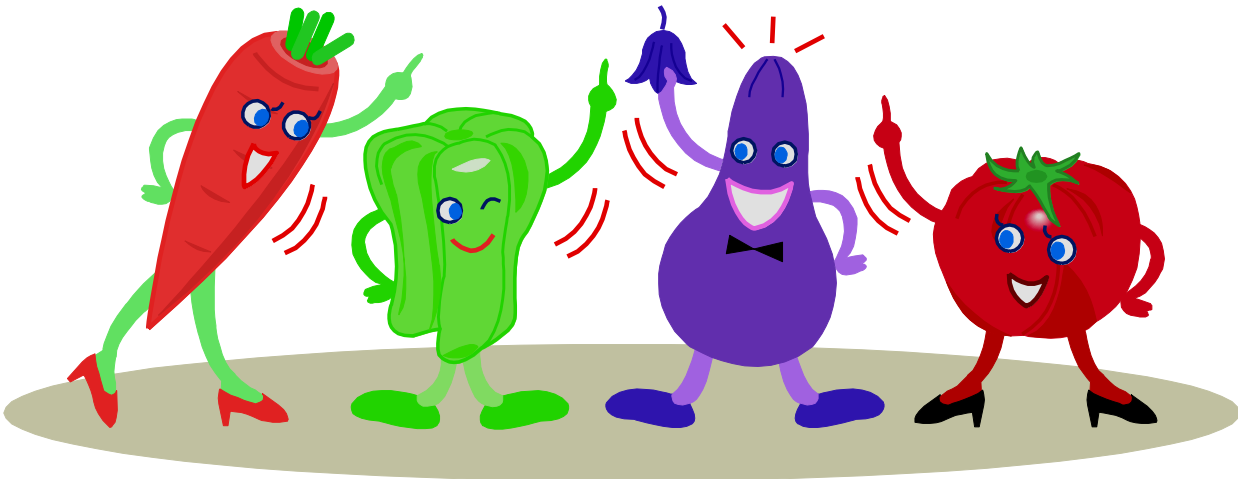
・飾区
区民農園利用の手引き

区民農園は、区民のみなさんが野菜や花づくりをとおして、土と緑に親しんでいただくために開設しています。
利用者のみなさん全員が楽しく利用できるように、この「利用の手引き」をよく読んでマナーを守ってご利用ください。

なお、この「利用の手引き」は、農園の利用が終了するまで、保管しておいてください。

区民農園は、農地提供者と近隣の方々の理解と協力がなければ運営していくことができません。農地提供者や近隣住民の迷惑にならないよう十分注意してください。

利用期間中は、区画を放置することがないようにしてください。都合により辞退される場合は、すぐに産業経済課へ連絡してください。



・飾区　産業観光部　産業経済課　経済企画係

☎３８３８－５５５４（直通）

1　利用できる区画

利用できる区画は、区が指定した区画で、１世帯１区画です。団体については、１団体３区画以内です。幼稚園及び保育園の優先利用については、２区画です。

2　利用期間

利用期間は、区民農園使用承認書に記した期間です。ただし、区及び農地提供者等の都合により、利用期間を短縮する場合があります。

また、利用期間終了後の利用は、改めて応募しなければなりません。

3　用具等

耕作に必要な用具や種苗・肥料等は、全て利用者の負担となります。

4　農園施設等の保持

(1)　使用の承認を受けた区画内で耕作してください。間違えて、他の区画を耕作した場合でも区画の交換はしません。また、通路や空き地での耕作も認めていません。区画外耕作物は撤去します。

(2)　区民農園に付随する施設を破損等しないよう注意してください。破損した場合及び破損を見つけた場合は、産業経済課へ連絡してください。また、常に清潔に使用するようにしてください。

(3)　利用区画及びその周辺通路の雑草やゴミ等は除去してください。

(4)　作業により発生した雑草・野菜くず・ゴミ等は、各自が責任を持って、自宅へ持ち帰り処分してください。農園内や近くのゴミ集積所など農園外には絶対に捨てないでください。

(5)　耕作用具や園芸資材等を通路や休憩所等の共用スペースに置かないでください。また、柵・生垣等に立て掛けないでください。通行妨害・施設破損防止のため撤去します。また、年に数回、生垣剪定を行います。剪定の際、生垣に絡んでいるつる性の作物は切断します。

5　農薬の使用

(1)　農薬の使用は最小限にしてください。使用する際は、使用基準濃度を守った上でご使用ください。なお、除草剤の使用は禁止します。

(2)　農薬を散布する際は、風のないこと、周囲に人がいないこと、洗濯物がないこと等を確認し、噴霧器の方向に注意しながら、周辺の区画や近隣農地、住宅等に農薬が飛散しないように行なってください。特に近隣農家の収穫時期には、農薬が飛散すると収穫する作物に農薬が残留し、出荷に影響を与える場合がありますので、ご注意ください。

6　耕作物等の損害、農園内の事故

区は、使用承認の取消し等及び天災、病害虫等により生じた耕作物等の損害及びその他、区の責任によらない理由で生じた損害及び事故に対しては責任を負いません。

7　住所、氏名等の変更届

氏名及び区内転居による住所、電話番号などの変更があったときは、「区民農園使用者氏名等変更届」を提出してください。

8　利用区画の返還

(1)　利用者は、区外へ転出するなど使用資格がなくなった場合や、何らかの理由で農園を利用できなくなったときは、速やかに「区民農園使用辞退届」を区に提出してください。

(2)　利用者は、使用期間が終了するとき、使用を辞退するとき、または使用承認の取り消しを受けたときは、利用区画を原状に回復してください。

ご自分で耕作しない場合は、必ず「区民農園使用辞退届」を区に提出してください。又貸しはできません。

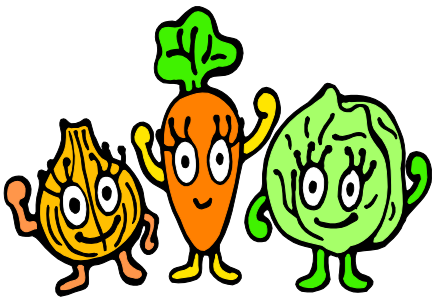
9　使用料の還付

使用辞退などで農園を使わなくなった場合で、その後の使用期間が７か月以上残っているときは、「区民農園使用料還付申請書」の提出により、残りの月数に応じた使用料を還付します。

10　禁止行為

次に掲げる行為は禁止します。

(1) 使用承認された者以外が使用すること。
※（他の人に利用させることもできません。）
(2) 使用承認を受けた区画以外の区画を使用すること。
(3) 営利を目的として作物を栽培すること。
(4) 騒音、振動、悪臭等により、近隣住民に迷惑をかけること。
(5) 土地の形質を変更し、または建物及び工作物を設置すること。
(6) 農園内で火気を使用すること。
(7) 自動車で来園すること。
(8) 農園内で禁煙・飲酒すること。
(9) 樹木等の多年生作物を栽培すること。
(10) 農園施設等の保持行為に反すること。
(11) 区画を耕作以外の目的に使用すること。
(12) 水道を農園の利用以外の目的に使用すること。
(13) 雑草を繁茂させるなど区画を放置すること。
(14) 通路などに区画外耕作をすること。
(15) 通路などに耕作器具や園芸資材等を置くこと。
(16) 農園内や近隣の集積所に雑草、野菜くず、ゴミ等を捨てること。
(17) 他の区民農園利用者に迷惑をかけること。



11　区の指示

利用者は、区が行う農園の適正な維持管理のための指示に従わなければなりません。

12　使用承認の取り消し等

利用者がこの「区民農園利用の手引き」の記載事項または「・飾区区民農園条例及び同施行規則」に違反した場合は、使用承認の取り消し、農園の使用停止、もしくは制限をすることがあります。

13　利用者名の掲示

農園の掲示板に区画番号・利用者の名字を掲示します。

14　ご利用ください

休憩所があります。農作業の合間の休憩や、利用者間の情報交換の場に、積極的にご利用ください。

掲示板も「～の作り方を教えてください」、「～の種を差し上げます」など、ご自由にご利用ください。